

背景・概要

～令和8年度から人件費支援が手厚くなりました～

自動車事故により重度の後遺障害を負われた方においては、引き続き住み慣れた地域での生活を継続したいというニーズがある一方、医的ケアを必要とするような自動車事故被害者に対して、訪問系サービスを提供する事業者の人材不足は深刻な状況。

このため、自動車事故被害者の介護者なき後においても、在宅生活の継続を選択肢の一つとして考えられるよう、国土交通省において、令和5年度より訪問系サービスを提供する事業者の新設を支援するとともに、介護人材確保に係る経費を支援。

新設年度

開設準備段階や開設後における人材雇用、求人広告、研修等の経費を支援

補助対象事業者	補助率
<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護事業者 重度訪問介護事業者 ※ 新設初年度に限る ※ 自動車事故による重度後遺障害の利用が補助対象年度中にあること 等	1/2(利用者のうち自動車事故被害者が2人以上の場合 は定額)
補助内容	上限額
新設の際に必要な初年度経費の一部 ① 介護職員の人材雇用に係る経費 ※ 事業者が負担する法定福利費を含む ② 求人情報の発信に係る経費 ③ 研修等経費	300万円

自己資金
本補助金(国交省)
 人件費、求人広告費等

開設次年度以降

人材継続雇用、求人広告、研修等の経費を支援

補助対象事業者	補助率
<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護事業者 重度訪問介護事業者 ※ 自動車事故による重度後遺障害の利用が補助対象年度中にあること 等	1/2(利用者のうち自動車事故被害者が2人以上の場合 は定額)
補助内容	上限額
自動車事故被害者の利用に必要な経費の一部 ① 介護職員の人材継続雇用に係る経費の1/4 ※ 処遇改善加算を行った場合に、事故被害者の利用人数に応じて人件費を支援 ※ 事業者が負担する法定福利費を含む ② 求人情報の発信に係る経費 ③ 研修等経費	200万円

自己負担(事業所)
 福祉・介護職員
 処遇改善加算(厚生労働省)
 本補助(国土交通省) ※定額補助の場合

自己負担による賃上げ分
処遇改善加算見込額
 加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額(A)
(A)の1/4

※処遇改善加算を行った場合に、事故被害者の利用人数に応じて人件費を支援